

学位規則改正に対する留意事項

1. 大学図書館で準備すべき事項

1-1. 機関リポジトリについて

- インターネットの利用による公表への対応
- 国立国会図書館への送付等への対応

1-2. 電子ファイルについて

- 点検項目

1-3. メタデータについて

- 国立情報学研究所及び国立国会図書館による自動収集への対応
- 必須入力項目

2. 主担当部署に確認すべき事項

2-1. 学位申請予定者に対する周知

- 平成 25 年 4 月 1 日から改正学位規則が施行されること
- 学位規程等学内諸規程の改正内容
  - インターネットの利用による博士論文全文の公表が原則であること
  - 「やむを得ない事由」により全文を公表できなければ内容を要約したものを公表すること
  - 「やむを得ない事由」が無くなった場合は全文を公表すること
- インターネットの利用による公表を前提とした著作権処理が必要となること
- 公表する電子ファイルの形式
- 公表する電子ファイルに記述すべき項目
- インターネットの利用による公表の方法
- 国立国会図書館への送付と同館での利用

2-2. 学位規程等学内諸規程の改正について

- 学内学位規程の改正
- 「やむを得ない事由」
- 公表する電子ファイルの作成者
- 公表する電子ファイルの形式、メタデータ及び保存方法等

2-3. 公表方法等について

- インターネットの利用による公表の方法
- 全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合の全文閲覧希望者への対応
- 国立国会図書館への送付等